



平成30年4月20日  
国土交通省中部地方整備局  
木曽川上流河川事務所

梅雨や台風シーズンに備え、関係機関の連携を強化するため

# 水防連絡会

を開催します

## 概要

洪水時における河川管理者と水防関係機関・防災関係機関相互の迅速・確実な連絡を図り、災害の予防と軽減を図るため、木曽川上流河川事務所、関係各県、水防管理団体および防災関係機関の計29機関で構成される水防連絡会を開催し、当事務所管内の出水時の対応について情報共有を行います。

近年、全国各地で豪雨災害が頻発するなか、木曽川、長良川、揖斐川沿川住民の生命・財産を守るために、関係機関が一致協力し、出水期に備えます。

また、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえて、一昨年に設立した国、県、市町等の関係機関から構成される水防災協議会の幹事会も併せて開催し、昨年6月に改正された水防法に基づく法定協議会への移行手続きや概ね5年間で実施する減災に係る取組方針のフォローアップ等について意見交換を行います。

### 1. 開催日時

平成30年4月25日（水）14:00～16:00

### 2. 開催場所

OKBふれあい会館 302 大会議室  
(岐阜市藪田南5丁目14番53号)

※取材を希望される場合は、当日会場にて受付を行いますので、直接ご来場ください。

### 3. 関係機関

別紙1「国土交通省木曽川上流河川事務所水防連絡会役員名簿」  
別紙2「木曽川上流水防災協議会規約」参照

### 4. 解 禁

指定なし

### 5. 配 布 先

岐阜県政記者クラブ、一宮日刊記者会

### 6. 問合せ先

木曽川上流河川事務所 岐阜市忠節町5丁目1番地  
TEL:058-251-4265 (防災情報課直通)

副 所 長 西原 均

保全対策官 勅使河原 雅敏



国土交通省木曾川上流河川事務所水防連絡会役員名簿

- 会 長 木曾川上流河川事務所長  
副会長 木曾川上流河川事務所副所長（調査）  
" "（事業）
- 委 員 岐阜県河川課長  
" 愛知県尾張県民事務所長  
" 愛知県一宮建設事務所長  
" 岐阜県岐阜土木事務所長  
" 岐阜県大垣土木事務所長  
" 岐阜県揖斐土木事務所長  
" 岐阜県可茂土木事務所長  
" 安八町水防管理者  
" 揖斐川水防事務組合管理者  
" 大垣輪中水防事務組合管理者  
" 大垣市水防管理者  
" 大野町水防管理者  
" 愛知県尾張水害予防組合管理者  
" 各務原市水防管理者  
" 可児市水防管理者  
" 木曾川右岸地帯水防事務組合管理者  
" 北方町水防管理者  
" 岐阜市水防管理者  
" 神戸町水防管理者  
" 坂祝町水防管理者  
" 本巣市水防管理者  
" 羽島市水防管理者  
" 美濃加茂市水防管理者  
" 瑞穂市水防管理者  
" 養老町水防管理者  
" 輪之内町水防管理者
- 参 与 岐阜県警察本部警備第二課長  
" 陸上自衛隊第十師団司令部第二部長

# 木曾川上流水防災協議会規約

## （名 称）

第1条 本会の名称は、木曾川上流水防災協議会（以下「協議会」という。）とする。

## （目 的）

第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、また昨今の気象変動により発生頻度が高まると予想される施設能力を上回るような洪水に対応するため、河川管理者、県、市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行い、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

## （協議会の構成）

第3条 協議会は、別表－1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項による者のほか、必要があると認めるときは協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表－1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

## （幹事会の構成）

第4条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表－2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表－2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

## （協議会の実施事項）

第5条 協議会において実施する事項は、次のとおりとする。

1) 現状の水害リスク情報や取組状況の共有

2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成

3) 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ

4) その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

## （事務局）

第6条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を中部地方整備局木曾川上流河川事務所に置く。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附 則)

本規約は平成28年7月5日から実施する。

(附 則)

本規約は平成29年8月10日から実施する。(一部改定)

別表－１ 木曾川上流水防災協議会委員

関係機関名	役職名	摘要
岐阜市	市長	
大垣市	市長	
関市	市長	オブザーバー
美濃市	市長	オブザーバー
羽島市	市長	
美濃加茂市	市長	
各務原市	市長	
可児市	市長	
山県市	市長	オブザーバー
瑞穂市	市長	
本巣市	市長	
郡上市	市長	オブザーバー
海津市	市長	オブザーバー
岐南町	町長	
笠松町	町長	
養老町	町長	
神戸町	町長	
輪之内町	町長	
安八町	町長	
揖斐川町	町長	
大野町	町長	
池田町	町長	

北方町	町 長	
坂祝町	町 長	
一宮市	市 長	
江南市	市 長	
稲沢市	市 長	
犬山市	市 長	
扶桑町	町 長	
岐阜県 岐阜土木事務所	事務所長	
岐阜県 大垣土木事務所	事務所長	
岐阜県 揖斐土木事務所	事務所長	
岐阜県 美濃土木事務所	事務所長	
岐阜県 可茂土木事務所	事務所長	
岐阜県 郡上土木事務所	事務所長	ワヅガ-バー
愛知県 尾張県民事務所	事務所長	
愛知県 一宮建設事務所	事務所長	
名古屋地方気象台	台 長	
岐阜地方気象台	台 長	
(独) 水資源機構 中部支社	事業部長	
中部地方整備局 丸山ダム管理所	管理所長	
中部地方整備局 木曾川上流河川事務所	事務所長	
中部地方整備局 木曾川下流河川事務所	事務所長	

※ワヅガ-バーとは、おおむね木曾川上流河川事務所が管理する木曾三川沿川以外の機関である。

別表－２ 木曾川上流水防災協議会幹事

関係機関名	役職名	摘要
岐阜市 基盤整備部 水防対策課	課長	
大垣市 生活環境部 生活安全課	危機管理専門官	
関市 危機管理課	課長	オブザーバー
美濃市 総務部 総務課	課長	オブザーバー
羽島市 市長室 危機管理課	課長	
美濃加茂市 総務部 防災安全課	課長	
各務原市 市長公室 防災対策課	課長	
可児市 総務部 防災安全課	課長	
山県市 総務課	課長	オブザーバー
瑞穂市 総務部 総務課	課長	
本巣市 総務部 総務課	課長	
郡上市 総務部 総務課	課長	オブザーバー
海津市 危機管理課	課長	オブザーバー
岐南町 総務部 暮らし安全課	課長	
笠松町 総務部 総務課	課長	
養老町 産業建設部 建設課	課長	
神戸町 総務部 総務課	課長	
輪之内町 危機管理課	課長	
安八町 総務課	課長	
揖斐川町 総務部 総務課	課長	
大野町 総務部 総務課	課長	
池田町 総務課	課長	

北方町 防災安全課	課長	
坂祝町 産業建設課	課長	
一宮市 総務部 危機管理課	課長	
江南市 防災安全課	課長	
稲沢市 総務部 危機管理課	課長	
犬山市 市民部 地域安全課	課長	
扶桑町 総務課	課長	
岐阜県 岐阜土木事務所 施設管理課	課長	
岐阜県 大垣土木事務所 施設管理課	課長	
岐阜県 揖斐土木事務所 施設管理課	課長	
岐阜県 美濃土木事務所 施設管理課	課長	
岐阜県 可茂土木事務所 施設管理課	課長	
岐阜県 郡上土木事務所 施設管理課	課長	オブザ-ハ-
愛知県 尾張県民事務所 防災保安課	課長	
愛知県 一宮建設事務所 維持管理課	課長	
名古屋地方気象台	防災管理官	
岐阜地方気象台	防災管理官	
(独)水資源機構 中部支社 事業部 水管理・防災課	課長	
大垣輪中水防事務組合	管理者	オブザ-ハ-
木曾川右岸地帯水防事務組合	管理者	オブザ-ハ-
揖斐川水防事務組合	管理者	オブザ-ハ-
愛知県尾張水害予防組合	管理者	オブザ-ハ-
中部地方整備局 丸山ダム管理所	管理係長	



中部地方整備局 木曾川上流河川事務所	副所長(調査)	
中部地方整備局 木曾川上流河川事務所	副所長(事業)	
中部地方整備局 木曾川下流河川事務所	副所長(調査)	

※ワザバーとは、おおむね木曾川上流河川事務所が管理する木曾三川沿川以外の機関および水防事務組合または水害予防組合である。